

(別紙2)
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検
 定方法の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検
 定方法(昭和四十八年二月環境庁告示第十四号)(抄)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>第一 検液の作成</p> <p>一 水底土砂等(汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・一・二 ジクロロエタン、一・一・一 ジクロロエチレン、シス 一・一・二 ジクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン、一・一・三 ジクロロプロペン及びベンゼン(以下「揮発性物質」という。))の検定に係るものを除く。))並びに水底土砂(揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。))をいう。以下同じ。))に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。))の溶出の操作を行って得られた懸濁液三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、を孔径一マイクロメートルのメンブレンフィルタ</p> <p>イ(ろ紙は測定項目に対して吸着が起こらない材質のもの)を用いてろ過した後の溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p> <p>試料液</p> <p>イ (略)</p> <p>汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものには有姿のまま採取したものとし、それ以外のものには有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格N八八〇一(二〇〇六)に定める網ふるい(目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの)を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p> <p>無機性の汚泥(水溶性のものを除く。))又は無機性</p> | <p>(略)</p> <p>第一 検液の作成</p> <p>一 水底土砂等(汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・一・二 ジクロロエタン、一・一・一 ジクロロエチレン、シス 一・一・二 ジクロロエチレン、一・一・一 トリクロロエタン、一・一・二 トリクロロエタン、一・一・三 ジクロロプロペン及びベンゼン(以下「揮発性物質」という。))の検定に係るものを除く。))並びに水底土砂(揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。))をいう。以下同じ。))に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。))の溶出の操作を行って得られた懸濁液を孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルター(PEP)を用いてろ過した後の溶液(ろ過が著しく困難な場合は、当該懸濁液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液)から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p> <p>試料液</p> <p>イ (略)</p> <p>汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものには有姿のまま採取したものとし、それ以外のものには有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格N八八〇一(一九九四)に定める網ふるい(目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの)を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p> <p>無機性の汚泥(水溶性のものを除く。))又は無機性</p> |

| | | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------|---|--|
| 物 | 三 カドミ ウム又は その化合 | 日本工業規格 JIS S 1021 (2008) の五十五に定める方法 | 第二 検定の方法 (略) | 備考 (略) | 溶出 | <p>の水底土砂にあっては、試料に溶媒(水(日本工業規格 JIS S 557 (1998))に規定する A 又は B のものをいう。以下同じ。)(単位ミリリットル)に含まれる固型分(単位グラム)の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。容器の容積は溶媒の概ね二倍とする。</p> <p>□ イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等にあっては、試料(単位グラム)と溶媒(水)(単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。容器の容積は溶媒の概ね二倍とする。</p> |
| | | | | | <p>常温(おおむね摂氏二十度)常圧(おおむね一気圧)で水平振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの)を用いて、六時間連続して振とうする。</p> | |

| | | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------|---|---|
| 物 | 三 カドミ ウム又は その化合 | 日本工業規格 JIS S 1021 (1998) の五十五に定める方法 | 第二 検定の方法 (略) | 備考 (略) | 溶出 | <p>の水底土砂にあっては、試料に溶媒(純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数を七・八以上八・三以下となるようにしたもの)を加え、その混合液(単位ミリリットル)に含まれる固型分(単位グラム)の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>□ イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等にあっては、試料(単位グラム)と溶媒(純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの)(単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> |
| | | | | | <p>常温(おおむね摂氏二十度)常圧(おおむね一気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に、振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したもの)を用いて、六時間連続して振とうする。</p> | |

| | |
|--------------------------------|---|
| 四 鉛又は その化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十四に定める方法 |
| 五 有機リ ン化合物 | 排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格JIS S 3008の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法) |
| 六 六価ク ロム化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十五・二に定める方法 |
| 七 ひ素又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十一に定める方法 |
| 八 シアン 化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の三十八に定める方法(日本工業規格JIS S 3008の三十八・一・一に定める方法を除く。) |
| 九 PCB | 水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格JIS S 3006に定める方法 |
| 一〇 (略) | |
| 十一 銅又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十二に定める方法 |
| 一二 亜鉛 又はその 化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十三に定める方法 |
| 一三 ふつ 化物 | 日本工業規格JIS S 3008の三十四に定める方法 |
| 一四 (略) | |
| 一七 クロ ム又はそ の化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十五・一に定める方法 |
| 一八 ニツ ケル又は その化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十九に定める方法 |
| 一九 バナ ジウム又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の七十に定める方法 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 四 鉛又は その化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十四に定める方法 |
| 五 有機リ ン化合物 | 排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格JIS S 3008の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法) |
| 六 六価ク ロム化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十五・二に定める方法 |
| 七 ひ素又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十一に定める方法 |
| 八 シアン 化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の三十八に定める方法(日本工業規格JIS S 3008の三十八・一・一に定める方法を除く。) |
| 九 PCB | 水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格JIS S 3006に定める方法 |
| 一〇 (略) | |
| 十一 銅又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十二に定める方法 |
| 一二 亜鉛 又はその 化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十三に定める方法 |
| 一三 ふつ 化物 | 日本工業規格JIS S 3008の三十四に定める方法 |
| 一四 (略) | |
| 一七 クロ ム又はそ の化合物 | 日本工業規格JIS S 3008の六十五・一に定める方法 |
| 一八 ニツ ケル又は その化合 物 | 日本工業規格JIS S 3008の五十九に定める方法 |
| 一九 バナ ジウム又 はその化 合物 | 日本工業規格JIS S 3008の七十に定める方法 |

| | |
|------|-----|
| 二〇〇三 | (略) |
| 三二一 | セル |
| 三二二 | セル |
| 三二三 | セル |
| 三二四 | セル |
| 三二五 | セル |
| 三二六 | セル |
| 三二七 | セル |
| 三二八 | セル |
| 三二九 | セル |
| 三三〇 | セル |
| 三三一 | セル |
| 三三二 | セル |
| 三三三 | セル |
| 三三四 | セル |
| 三三五 | セル |
| 三三六 | セル |
| 三三七 | セル |
| 三三八 | セル |
| 三三九 | セル |
| 三四〇 | セル |
| 三四一 | セル |
| 三四二 | セル |
| 三四三 | セル |
| 三四四 | セル |
| 三四五 | セル |
| 三四六 | セル |
| 三四七 | セル |
| 三四八 | セル |
| 三四九 | セル |
| 三五十 | セル |
| 三五一 | セル |
| 三五二 | セル |
| 三五三 | セル |
| 三五四 | セル |
| 三五五 | セル |
| 三五六 | セル |
| 三五七 | セル |
| 三五八 | セル |
| 三五九 | セル |
| 三六〇 | セル |
| 三六一 | セル |
| 三六二 | セル |
| 三六三 | セル |
| 三六四 | セル |
| 三六五 | セル |
| 三六六 | セル |
| 三六七 | セル |
| 三六八 | セル |
| 三六九 | セル |
| 三七〇 | セル |
| 三七一 | セル |
| 三七二 | セル |
| 三七三 | セル |
| 三七四 | セル |
| 三七五 | セル |
| 三七六 | セル |
| 三七七 | セル |
| 三七八 | セル |
| 三七九 | セル |
| 三八〇 | セル |
| 三八一 | セル |
| 三八二 | セル |
| 三八三 | セル |
| 三八四 | セル |
| 三八五 | セル |
| 三八六 | セル |
| 三八七 | セル |
| 三八八 | セル |
| 三八九 | セル |
| 三九〇 | セル |
| 三九一 | セル |
| 三九二 | セル |
| 三九三 | セル |
| 三九四 | セル |
| 三九五 | セル |
| 三九六 | セル |
| 三九七 | セル |
| 三九八 | セル |
| 三九九 | セル |
| 四〇〇 | セル |
| 四〇一 | セル |
| 四〇二 | セル |
| 四〇三 | セル |
| 四〇四 | セル |
| 四〇五 | セル |
| 四〇六 | セル |
| 四〇七 | セル |
| 四〇八 | セル |
| 四〇九 | セル |
| 四一〇 | セル |
| 四一一 | セル |
| 四一二 | セル |
| 四一三 | セル |
| 四一四 | セル |
| 四一五 | セル |
| 四一六 | セル |
| 四一七 | セル |
| 四一八 | セル |
| 四一九 | セル |
| 四二〇 | セル |
| 四二一 | セル |
| 四二二 | セル |
| 四二三 | セル |
| 四二四 | セル |
| 四二五 | セル |
| 四二六 | セル |
| 四二七 | セル |
| 四二八 | セル |
| 四二九 | セル |
| 四三〇 | セル |
| 四三一 | セル |
| 四三二 | セル |
| 四三三 | セル |
| 四三四 | セル |
| 四三五 | セル |
| 四三六 | セル |
| 四三七 | セル |
| 四三八 | セル |
| 四三九 | セル |
| 四四〇 | セル |
| 四四一 | セル |
| 四四二 | セル |
| 四四三 | セル |
| 四四四 | セル |
| 四四五 | セル |
| 四四六 | セル |
| 四四七 | セル |
| 四四八 | セル |
| 四四九 | セル |
| 四五〇 | セル |
| 四五一 | セル |
| 四五二 | セル |
| 四五三 | セル |
| 四五四 | セル |
| 四五五 | セル |
| 四五六 | セル |
| 四五七 | セル |
| 四五八 | セル |
| 四五九 | セル |
| 四六〇 | セル |
| 四六一 | セル |
| 四六二 | セル |
| 四六三 | セル |
| 四六四 | セル |
| 四六五 | セル |
| 四六六 | セル |
| 四六七 | セル |
| 四六八 | セル |
| 四六九 | セル |
| 四七〇 | セル |
| 四七一 | セル |
| 四七二 | セル |
| 四七三 | セル |
| 四七四 | セル |
| 四七五 | セル |
| 四七六 | セル |
| 四七七 | セル |
| 四七八 | セル |
| 四七九 | セル |
| 四八〇 | セル |
| 四八一 | セル |
| 四八二 | セル |
| 四八三 | セル |
| 四八四 | セル |
| 四八五 | セル |
| 四八六 | セル |
| 四八七 | セル |
| 四八八 | セル |
| 四八九 | セル |
| 四九〇 | セル |
| 四九一 | セル |
| 四九二 | セル |
| 四九三 | セル |
| 四九四 | セル |
| 四九五 | セル |
| 四九六 | セル |
| 四九七 | セル |
| 四九八 | セル |
| 四九九 | セル |
| 五〇〇 | セル |

第三、第四 (略)

別表第一

(一) 試薬

イ 二 (略)

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

硫酸第二鉄アンモニウム六十・三グラムを全量フラスコ

(容量五百ミリリットルのもの)に採り、水(日本工業規格

〇五五七(一九九八)に規定するV3又はV4のものをい

う。以下本表において同じ。)百ミリリットルを加え、内

容物を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十三ミリリットルを加

え、水で標線まで薄めたもの

トヘ (略)

塩素イオン標準液

塩化ナトリウム(容量分析用標準試料)〇・三二九六グラ

ムを全量フラスコ(容量千ミリリットルのもの)に正確に計

り取り、水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリット

ルを全量フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に正確に

計り取り、水で標線まで薄めたもの(この溶液一ミリリッ

トルは塩素イオン二十マイクログラムを含む。)

(略)

試験操作

(三)(二)

| | |
|------|-----|
| 二〇〇三 | (略) |
| 三二一 | セル |
| 三二二 | セル |
| 三二三 | セル |
| 三二四 | セル |
| 三二五 | セル |
| 三二六 | セル |
| 三二七 | セル |
| 三二八 | セル |
| 三二九 | セル |
| 三三〇 | セル |
| 三三一 | セル |
| 三三二 | セル |
| 三三三 | セル |
| 三三四 | セル |
| 三三五 | セル |
| 三三六 | セル |
| 三三七 | セル |
| 三三八 | セル |
| 三三九 | セル |
| 三四〇 | セル |
| 三四一 | セル |
| 三四二 | セル |
| 三四三 | セル |
| 三四四 | セル |
| 三四五 | セル |
| 三四六 | セル |
| 三四七 | セル |
| 三四八 | セル |
| 三四九 | セル |
| 三五十 | セル |
| 三五一 | セル |
| 三五二 | セル |
| 三五三 | セル |
| 三五四 | セル |
| 三五五 | セル |
| 三五六 | セル |
| 三五七 | セル |
| 三五八 | セル |
| 三五九 | セル |
| 三六〇 | セル |
| 三六一 | セル |
| 三六二 | セル |
| 三六三 | セル |
| 三六四 | セル |
| 三六五 | セル |
| 三六六 | セル |
| 三六七 | セル |
| 三六八 | セル |
| 三六九 | セル |
| 三七〇 | セル |
| 三七一 | セル |
| 三七二 | セル |
| 三七三 | セル |
| 三七四 | セル |
| 三七五 | セル |
| 三七六 | セル |
| 三七七 | セル |
| 三七八 | セル |
| 三七九 | セル |
| 三八〇 | セル |
| 三八一 | セル |
| 三八二 | セル |
| 三八三 | セル |
| 三八四 | セル |
| 三八五 | セル |
| 三八六 | セル |
| 三八七 | セル |
| 三八八 | セル |
| 三八九 | セル |
| 三九〇 | セル |
| 三九一 | セル |
| 三九二 | セル |
| 三九三 | セル |
| 三九四 | セル |
| 三九五 | セル |
| 三九六 | セル |
| 三九七 | セル |
| 三九八 | セル |
| 三九九 | セル |
| 四〇〇 | セル |
| 四〇一 | セル |
| 四〇二 | セル |
| 四〇三 | セル |
| 四〇四 | セル |
| 四〇五 | セル |
| 四〇六 | セル |
| 四〇七 | セル |
| 四〇八 | セル |
| 四〇九 | セル |
| 四一〇 | セル |
| 四一一 | セル |
| 四一二 | セル |
| 四一三 | セル |
| 四一四 | セル |
| 四一五 | セル |
| 四一六 | セル |
| 四一七 | セル |
| 四一八 | セル |
| 四一九 | セル |
| 四二〇 | セル |
| 四二一 | セル |
| 四二二 | セル |
| 四二三 | セル |
| 四二四 | セル |
| 四二五 | セル |
| 四二六 | セル |
| 四二七 | セル |
| 四二八 | セル |
| 四二九 | セル |
| 四三〇 | セル |
| 四三一 | セル |
| 四三二 | セル |
| 四三三 | セル |
| 四三四 | セル |
| 四三五 | セル |
| 四三六 | セル |
| 四三七 | セル |
| 四三八 | セル |
| 四三九 | セル |
| 四四〇 | セル |
| 四四一 | セル |
| 四四二 | セル |
| 四四三 | セル |
| 四四四 | セル |
| 四四五 | セル |
| 四四六 | セル |
| 四四七 | セル |
| 四四八 | セル |
| 四四九 | セル |
| 四五〇 | セル |
| 四五一 | セル |
| 四五二 | セル |
| 四五三 | セル |
| 四五四 | セル |
| 四五五 | セル |
| 四五六 | セル |
| 四五七 | セル |
| 四五八 | セル |
| 四五九 | セル |
| 四六〇 | セル |
| 四六一 | セル |
| 四六二 | セル |
| 四六三 | セル |
| 四六四 | セル |
| 四六五 | セル |
| 四六六 | セル |
| 四六七 | セル |
| 四六八 | セル |
| 四六九 | セル |
| 四七〇 | セル |
| 四七一 | セル |
| 四七二 | セル |
| 四七三 | セル |
| 四七四 | セル |
| 四七五 | セル |
| 四七六 | セル |
| 四七七 | セル |
| 四七八 | セル |
| 四七九 | セル |
| 四八〇 | セル |
| 四八一 | セル |
| 四八二 | セル |
| 四八三 | セル |
| 四八四 | セル |
| 四八五 | セル |
| 四八六 | セル |
| 四八七 | セル |
| 四八八 | セル |
| 四八九 | セル |
| 四九〇 | セル |
| 四九一 | セル |
| 四九二 | セル |
| 四九三 | セル |
| 四九四 | セル |
| 四九五 | セル |
| 四九六 | セル |
| 四九七 | セル |
| 四九八 | セル |
| 四九九 | セル |
| 五〇〇 | セル |

第三、第四 (略)

別表第一

(一) 試薬

イ 二 (略)

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

硫酸第二鉄アンモニウム六十・三グラムを全量フラスコ

(容量五百ミリリットルのもの)に採り、純水百ミリリット

ルを加え、内容物を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十三ミ

リットルを加え、純水で標線まで薄めたもの

トヘ (略)

塩素イオン標準液

塩化ナトリウム(容量分析用標準試料)〇・三二九六グラ

ムを全量フラスコ(容量千ミリリットルのもの)に正確に計

り取り、純水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリッ

トルを全量フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に正確

に計り取り、純水で標線まで薄めたもの(この溶液一ミリ

リットルは塩素イオン二十マイクログラムを含む。)

(略)

試験操作

(三)(二)

イ ヘキサン抽出

有姿のまま採取した試料から小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ(容量二百ミリリットル)のものに正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、毎分約三千重力加速度で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液漏斗(容量二百ミリリットル)のものに移し、残留物を元の共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返す、分離したヘキサン層を先の分液漏斗に合わせる。次にヘキサン層を水十ミリリットルで水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ(容量百ミリリットル)のもので、あらかじめ乾燥したものに移し、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ(容量百ミリリットル)のものに移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

□ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液漏斗A(容量百ミリリットル)のものに正確に計り取り、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後(青緑色が消える場合は、更にソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。)、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液(五モル毎リットル)十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液漏斗B(容量百ミリリットル)のものに移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ(容量五十ミリリットル)のものに移す。分液漏斗Aのヘキサン層に水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分液漏斗Bに合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、水で標線まで薄める(濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてる過した後、薄める。)

二八 (略) 吸光度の測定

(イ) (略)

吸光度 A_1
□の抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ(容

イ ヘキサン抽出

有姿のまま採取した試料から小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ(容量二百ミリリットル)のものに正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、毎分約三千回転で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液漏斗(容量二百ミリリットル)のものに移し、残留物を元の共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返す、分離したヘキサン層を先の分液漏斗に合わせる。次にヘキサン層を純水十ミリリットルで水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ(容量百ミリリットル)のもので、あらかじめ乾燥したものに移し、少量の硫酸ナトリウム(無水)を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ(容量百ミリリットル)のものに移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

□ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液漏斗A(容量百ミリリットル)のものに正確に計り取り、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後(青緑色が消える場合は、更にソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。)、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に純水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液(五モル毎リットル)十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液漏斗B(容量百ミリリットル)のものに移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ(容量五十ミリリットル)のものに移す。分液漏斗Aのヘキサン層に純水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分液漏斗Bに合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、純水で標線まで薄める(濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてる過した後、薄める。)

二八 (略) 吸光度の測定

(イ) (略)

吸光度 A_1
□の抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ(容

量二十五ミリリットルのもの)に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エチルアルコール溶液二ミリリットルを加え、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 γ_2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ハ) (ニ) (略)

(四) 水
検査線の作成

塩素イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に段階的に採り、これに、それぞれ水を加えて約二十ミリリットルとした後、(三)の二の(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に水二十ミリリットルを別の全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩素イオンの重量(溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数)と吸光度(試薬空試験値を差し引いたもの)との関係線を求めることにより検査線を作成する。

備考 (略)

別表第二

(一) 試薬

イ 水(注一)

水(日本工業規格JIS 557(1998)に規定する)又は(四)のものを用いる。以下本表において同じ。約一・五リットルを分液漏斗(容量二千ミリリットルのもの)に採り、ヘキサノール約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ(容量二千ミリリットルのもの)に移し、沸騰させてヘキサノールを除去した後、蒸留フラスコに移

量二十五ミリリットルのもの)に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エチルアルコール溶液二ミリリットルを加え、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 γ_2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ハ) (ニ) (略)

(四) 水
検査線の作成

塩素イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に段階的に採り、これに、それぞれ純水を加えて約二十ミリリットルとした後、(三)の二の(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に純水二十ミリリットルを別の全量フラスコ(容量二十五ミリリットルのもの)に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩素イオンの重量(溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数)と吸光度(試薬空試験値を差し引いたもの)との関係線を求めることにより検査線を作成する。

備考 (略)

別表第二

(一) 試薬

イ 水(注一)

蒸留水又はイオン交換水約一・五リットルを分液漏斗(容量二千ミリリットルのもの)に採り、ヘキサノール約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ(容量二千ミリリットルのもの)に移し、沸騰させてヘキサノールを除去した後、蒸留フラスコに移して二回蒸留し冷却したもの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テ

- して二回蒸留し冷却したものの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一・一 トリクロロエタン及び一・一・二 トリクロロエタン(以下本表において「トリクロロエチレン等」という。)が除去されたもの(注二)
- ロ) タ (略)
- (注一) (注十) (略)
- (二) 器具及び装置
- イ) ハ (略)

- ニ) マイクロシリンジ (略)
- ホ) ガスクロマトグラフ (略)

(三) 試験操作

- ハ) イ、ロ (略)
- 検液の調製

(イ) 汚泥及び水底土砂にあつては、あらかじめかくはん子を入れた空けき容量既知(注十一)のねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、空けき容量(単位ミリリットル)に対し試料の固型分(単位グラム)(注十二)を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒(水)を満たして密栓する。

(ロ) 汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水)(単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十三)、速やかに密栓する。こ

トラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一・一 トリクロロエタン及び一・一・二 トリクロロエタン(以下本表において「トリクロロエチレン等」という。)が除去されたもの(注二)

- ロ) タ (略)

- (注一) (注十) (略)
- (二) 器具及び装置

- イ) ハ (略)
- ガラス製注射筒
- 容量二十ミリリットルのもの
- 共栓付試験管
- 容量二十五ミリリットルのもの
- ろ紙

孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルター

ペーパー(GFD)であつて直径二十五ミリメートル以上四十五ミリメートル以下のもの

ろ紙ホルダー

用いるろ紙の直径に適合するものであつてステンレス製のもの

- リ) マイクロシリンジ (略)
- ホ) ガスクロマトグラフ (略)

(三) 試験操作

- ハ) イ、ロ (略)
- 検液の調製

(イ) 汚泥及び水底土砂にあつては、あらかじめかくはん子を入れた空けき容量既知(注十一)のねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、空けき容量(単位ミリリットル)に対し試料の固型分(単位グラム)(注十二)を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒(水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの(注十三))を満たして密栓する。

(ロ) 汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)に、試料(単位グラム)と溶媒(水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの(注

のとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(八) (イ)又は(ロ)について、常温(おおむね摂氏二十度)に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする(注十四)。

(二) 十分から三十分程度静置後、混合液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする(注十五)。

二 検定操作

(イ) 検液を分取した共栓付試験管にヘキサシナン十ミリリットルを加えて密栓し、十秒から二十秒程度激しく振り混ぜた後静置する。

(ロ) ヘキサシナン層の一部の一定量(例えば五マイクロリットル)をマイクロシリンジ(注十六)を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する(注十七)。

(ニ) (ホ) (略)
(注十一)、(注十二) (略)

(注十三)、(注十四) (略)

十三) (単位ミリリットル)とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り(注十四)、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ(容量五百ミリリットルのもの)のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(八) (イ)又は(ロ)について、常温(おおむね摂氏二十度)に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする(注十五)。

(二) 十分から三十分程度静置後、上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめ紙を装着したる紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒(容量二十ミリリットル)の(の)外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管(容量二十五ミリリットルのもの)に液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする(注十六)。

二 検定操作

(イ) 検液を分取した共栓付試験管にヘキサシナン十ミリリットルを加えて密栓し、十秒から二十秒程度激しく振り混ぜた後静置する。

(ロ) ヘキサシナン層の一部の一定量(例えば五マイクロリットル)をマイクロシリンジ(注十七)を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する(注十八)。

(ニ) (ホ) (略)
(注十一)、(注十二) (略)

(注十三) 使用する水酸化ナトリウム及び塩酸は、ガスクロマトグラフに注入したときトリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置にピークのないものを用いる。

(注十四)、(注十五) (略)
(注十六) 試験対象物質が一・一・一 トリクロロエタン

である場合には、ガラス製注射筒(容量五十ミリリットル)のもの及び共栓付試験管(容量五十ミリリットル)のものを用い、上澄み液約五十ミリリットルから液を正確に四十ミリリットル分取し、検液とする。

(四) (注十五)、(注十六) (略)

検量線の作成
ヘキサソ(約八十三ミリリットル)を入れた全量フラスコ(容量百ミリリットル)のものに混合標準液(注十七)を〇・五ミリリットルから十三ミリリットルまで段階的に取り、ヘキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

備考 (注十七) (略)

(四) (注十七)、(注十八) (略)

検量線の作成
ヘキサソ(約八十三ミリリットル)を入れた全量フラスコ(容量百ミリリットル)のものに混合標準液(注十九)を〇・五ミリリットルから十三ミリリットルまで段階的に取り、ヘキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

備考 (注十九) (略)